

熊本市復興だより

Hi.Go!!

さあ、行こう!!



作：村井健太郎氏

熊本市イメージキャラクター「ひごまる」。熊本地震を受けて、新たなデザイン「ひごまる復興バージョン」が誕生!手を前に大きく突き出したポーズは前向きさと明日(未来)へ向かう姿を表しています。ひごまるとともに「がんばろう!くまもと」



熊本市政策局復興総室

検索

熊本復興祈念 再春館製薬所 TKU



江津湖花火大会2019



日時 8月31日(土)午後7時半～
(荒天時は、翌9月1日(日)に順延)

1万発程度

場所 水前寺江津湖公園(広木地区)



仮設住宅等にお住まいの方へ 江津湖花火大会2019「特別観覧席」へ招待します

特別観覧席*への無料招待+臨時シャトルバス無料乗車券(希望者のみ)

※TKUが募集する特別観覧席(市民協賛席)の一部

※臨時シャトルバス無料乗車券とは、通常、有料のシャトルバスに無料で乗車できるもの。

運行経路等の詳細は公式HP等をご覧ください。

- 対象者 熊本地震により被災し、仮設住宅等にお住まいの熊本市民の方(または、H31(2019).4.1現在、仮設住宅等にお住まいだった熊本市民の方)
- ※1申込あたり5人まで(ただし、申込者全員が募集対象者に限る)
 - ※特別な事情(足が不自由・車椅子等)により募集対象者以外に同伴が必要な場合は、対象者1人につき1人の同伴は可。
 - ※観覧席もテレビにうつる可能性があります(取材など)。あらかじめご了承ください。
- 定員 100人程度
- 申込 7月1日(月)～19日(金)【必着(郵送は当日消印有効)】に申込書または必要事項を記入した紙を持参または郵送、メールでイベント推進課へ
- ※必要事項：申込者氏名・申込人数・仮設住宅情報(世帯主氏名・住所(案内等の発送先)・仮設住宅の区分(①プレハブ仮設

②みなし仮設③公営住宅④その他)連絡先・シャトルバス無料乗車券の希望の有無

※ファクス・電話では受け付け不可。

※申込書は江津湖花火大会公式HP(<http://hanabi.kumamoto-guide.jp/>)でダウンロード可。



※定員を超える申込があった場合、抽選。

抽選結果に関する問合せは一切受け付けません。また、キャンセルによる繰上抽選は行いません。

※チケット等の発送をもって発表にかえさせていただきます(8月上旬予定)。

宛先 【郵送】〒860-8601 イベント推進課
【メール】eventsuishin@city.kumamoto.lg.jp

(イベント推進課 ☎096-328-2948)

熊本地震に係る固定資産税等の 特例措置についてお知らせします

熊本地震により被災した家屋または償却資産に代わるものとして取得した資産に対する固定資産税・都市計画税について、次の特例措置が設けられています。

【被災代替家屋に係る固定資産税等の特例】

- 減額適用対象者
 - 被災家屋の所有者
 - (1)の者の相続人
 - (1)の者の三親等内の親族で(1)と代替家屋に同居する者
 - (1)の者に合併が生じたときの合併後に存続する法人又は合併により設立された法人等
- 被災家屋の要件
 - 平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋で、り災証明書の判定が「半壊」以上であること
 - 取り壊し又は売却等の処分がなされていること
- 代替(特例適用対象)家屋の要件

被災家屋に代わるものとして取得した家屋(原則として、種類(用途)又は使用目的が同一であるもの)
- 取得期間

平成28年4月14日～令和3年(2021年)3月31日に取得されたもの(中古含む)
- 減額対象範囲

代替家屋を取得した翌年から4年度分に限り、滅失・損壊した家屋(原則として、り災判定が「半壊」以上のもの)の床面積相当分の固定資産税・都市計画税の税額を2分の1に減額します。

【被災代替償却資産に係る固定資産税の特例】

- 減額適用対象者
 - 被災償却資産の所有者
 - (1)の者の相続人
 - (1)の者に合併が生じたときの合併後に存続する法人又は合併により設立された法人等
- 特例措置の対象となる資産
 - 代替償却資産(熊本地震の被災により滅失し、又は損壊した償却資産の代替として取得した資産)
 - ※原則として、次の要件を満たすものをいいます。
 - ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの。

・代替えされることとなる被災償却資産が、代替償却資産に対し、最初に固定資産税を課されることとなった年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない(除却又は売却等の処分がなされている)ものであること。

(2)熊本地震の被災により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費(資本的支出)に該当するもの

3 取得期間

平成28年4月14日～令和3年(2021年)3月31日の間に取得(又は改良)されたもの

4 減額対象範囲

取得(又は改良)の翌年から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。(地方税法第349条の3の4以外の条項により課税標準の特例措置が適用される場合には、それらが重ねて適用)

詳しくは、固定資産税課(☎096-328-2195)へ。

なお、市ホームページに手続きのご案内と申請様式を掲載しています。

各区で「住まいの相談窓口」を開設します!

仮設住宅などにお住まいの方が、1日も早く住まいの再建ができるよう、「伴走型」による住まいの支援を行っています。下記の日程で「住まいの相談窓口」を開設しますので、ぜひご相談ください。

■主な相談内容

- ・賃貸住宅を探したい
- ・中古住宅を購入したい
- ・土地の売却や利活用の相談 など

■相談日および場所 ※お住まいの区以外でも相談できます。

区	相談日	場所
中央区	7月10日(水)	市役所 13階 伴走型住まい確保支援室
東区	7月23日(火)	東区役所 1階 ロビー
西区	7月22日(月)	西区役所 1階 103会議室
南区	7月17日(水)	南区役所 2階 A会議室
北区	7月12日(金)	北区役所 3階 大会議室

■相談時間 午前9時～午後4時

※事前予約が必要です。下記までお問い合わせください。

※上記の相談日以外については、市役所13階「伴走型住まい確保支援室」で相談できます。

■お問い合わせ

ばんそうがた 伴走型住まい確保支援室 ☎096-328-2983

相談時間 月～金曜日(祝日除く)午前9時～午後5時